

令和 6 年度
情報端末機等貸借業務仕様書

令和 6 年 4 月

越前市教育振興課

1 目的

学校で使用する情報端末機器の保守期間満了に伴い、次の点を考慮し、更新を行う。

- ・既存端末環境における高度なソフトウェア導入による速度低下の改善、及び安定的かつ能率的な事務遂行のための環境整備
- ・持ち運びの容易性を向上させ、ペーパーレス化を推進しやすい環境整備

2 業務期間

契約の日の翌日から令和11年9月30日まで

3 業務内容

本業務は、情報端末機器他付属機器及びソフトウェアライセンスを調達し、越前市が別に用意する端末マスタ機により大量展開・設定（一次キッティング）行った後、検収後5年間の賃貸借及びハードウェア保守を行うこととする。

なお、調達及び設定においては、越前市のネットワーク環境を考慮の上行うものとする。

（1）調達する情報端末機等の品目及び数量

調達する情報端末機等の品目及び数量は、次のとおりとする。

【ノートパソコン型】

- | | |
|--|-------|
| ① 端末機器（ノートパソコン 13インチ以上）
（OS：Windows11pro SP1 64bit） | 680 台 |
| ② JUST PDF 5[作成・編集]ライセンス | 680 本 |
| ③ DocuWorks 9.1 アップグレード ボリュームライセンス版
教育分（アカデミック版） | 680 本 |
| ④ 外付け CD/DVD マルチドライブ（USB-TypeA） | 50 個 |

※①端末機器（ノートパソコン）詳細は、「資料1」のとおり。

②～④のソフトウェアライセンス詳細は、「資料2」のとおり。

②においてはライセンス調達のみを行い使用開始日を令和6年10月1日とする
と

（2）物品の保守

次のとおり、賃貸借期間中5年間の、翌営業日以降センドバック修理を受注者により行う。受注者は前項のノートパソコンとともに当該メーカー保証を調達し、これにより保守業務を行うこと。

- 1 越前市は情報端末機器（以下、機器）に故障が発生した場合、機器を受注者に送り返し（センドバック保守）、修理を受ける。

2 受注者は機器に故障が発生した場合、予め指定された手順に従って機器を梱包、送料は受注者負担で送り返す。

3 受注者は機器を受け取り次第、速やかに修理を開始するが、修理進捗状況や修理完了予定日について、越前市に定期的に通知する。

4 越前市は修理期間中に業務に支障が生じる恐れがあると見込まれる場合、受注者に代替機器の提供や手配を依頼する。常に 680 台稼働できる状態にしておくこと。

5 センドバック保守にかかる機器の送料や修理費用は受注者が負担する。

6 センドバック保守にかかる修理について疑問や不明点が生じた場合、双方が誠意をもって対応する。

(3) 大量展開・設定（キッティング作業）

調達した情報端末機に対して、受注者がマスタ端末機を作成し、全端末機に対して大量展開等による設定を行った後、越前市が指定する場所に納入すること。大量展開・設定（キッティング作業）の詳細は、「資料 3」のとおり。

(4) 納入場所

別途教育振興課が指定する場所（1 か所）とする。

(5) 納入期限

納入期限は、令和 6 年 7 月 30 日とする。

(6) 業務関係書類の提出

次の書類を電子媒体（CD-ROM 等）で提出すること。

なお、可能な限り越前市の情報端末機にて編集可能な形式で提出すること。

- ① 納品物一覧
- ② 情報端末機等の取扱説明書及び製品保証書
- ③ ソフトウェアライセンス証書（使用許諾書）
- ④ 情報端末機管理台帳（コンピュータ名及び製造番号一覧等）
- ⑤ その他、越前市が必要と認める書類

3 契約条件

(1) 契約方法

契約は越前市と受注者との 2 者契約とする。受注者が機器を第三者から借り受けてこれを物品として越前市に賃貸する場合は、受注者及び当該第三者は、この旨を文書で届け出ること。

なお、届出があった場合は、本仕様書の 3 契約条件（3）動産保険の加入並びに（4）賃貸借契約満了時の物品の帰属の「受注者」を「届出がされた第三者」と読み替えて適用す

るものとする。ただし、受注者が第三者から借り受けた部分に限る。

(2) 支払条件

令和6年10月から令和11年9月までの賃貸借契約により、分割払い(15回・四半期ごとの支払い)として支払う。支払いは、使用月の翌月初めに受注者の請求をもって受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、初回においては納品検査合格後に受注者の請求をもって支払うものとする。

なお、受注者が賃借料を代理人に請求させ、又は受領させるために乙と当該代理人との間で当該権限に関する委任契約又は準委任契約を締結し、これを文書で届け出たときは、賃借料を当該代理人に支払う。届出があった場合は、本仕様書の3 契約条件(2) 支払条件中「受注者」とあるのは、「届出がされた代理人」と読み替えて適用する。ただし、当該権限の委任があった部分に限る。

(3) 賃貸借契約満了時の物品の帰属

賃貸借期間満了時、受注者より借り受けた物品は、無償で越前市に帰属するものとする。

5 一般事項

(1) 受注者は、業務責任者を置きその旨越前市に報告するとともに、業務従事者への指揮監督並びに業務の遂行について越前市との連絡調整にあたらせるものとする。

(2) 受注者は、本業務を円滑かつ正確に遂行するため作業計画をたて、着手届、業務実施計画書、作業工程表、業務完了届等の書類を提出し、越前市の同意を得ること。

(3) 業務の遂行にあたっては、越前市と十分に意思疎通を行い、越前市の指示に従うこと。

(4) 納入作業による諸設備の破損等については、越前市の指示に従い受注者の負担と責任において修復等を行うこと。

(5) 納入後、情報端末機等の梱包物は、引取り及び処分を行うこと。

(6) その他、納入に関する不明な事項については越前市の指示を仰ぐこと。

6 守秘義務

(1) 仕様書に基づくすべての作業において、越前市が提供した業務上の情報を第三者に開示し、又は漏洩しないこと。

(2) 越前市が提供する資料は、原則として複製及び第三者への提供は行わないこと。

なお、提供資料及び複製した資料は、作業完了後越前市に返却すること。

(3) 契約時に、越前市が作成する秘密保持に関する契約を締結すること。

7 入札条件

(1) 入札金額は、業務期間(5年分)の業務の履行に要する一切の諸経費を含めた金額を見積るものとする。落札決定に当たっては、当該対象業者による入札において、入札書に記載された入札単価に100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満

の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)が予定価格の制限の範囲内の最低価格をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。(入札書に記載する金額には、消費税を含めないこと。)

(2) 入札は5年間のリース料率を含めた総額とする。

8 補則

本仕様書及び契約書に定めのない事項については、越前市と受注者が協議して定めるものとする。

資料1 情報端末機（ノートパソコン）詳細仕様書

情報端末機（ノートパソコン）は、次の要件を全て満たすものとする。

- 1 端末機は、新品のメーカー製品の企業用モデルとし、いわゆるショップブランド製品ではないこととする。
- 2 端末機の形状は、ノートブック型パソコンとする。
- 3 プリインストール OS は、Microsoft Windows® 11pro 64bit（日本語版）とする。
- 4 プロセッサは、Intel® Core™ i5 1335U プロセッサ以上とする。
- 5 メインメモリは、16GB（DDR3 SDRAM）以上とする。
- 6 主記憶装置は、256GB SSD 以上とする。
- 7 ディスプレイは、13 インチ以上、重量 1500g 以下で現端末と同程度以上の解像度を保持すること。

（参考 現端末ディスプレイスペック）

DELL Vostro3480（1,366×768 ドット、1677 万色、16 : 9）

- 8 マイク、カメラ（720p HD フロント カメラ）及びステレオスピーカー内蔵であり、サウンド機能を備えること。
- 9 通信機能として、1000BASE-T / 100BASE-TX / 10BASE-T 準拠（WakeUp On LAN 対応）である LAN インターフェースを備えること。
- 10 キーボード：日本語キーボード（キーピッチ約 19 mm / キーストローク約 1.5 mm / 86 キー、JIS 配列準拠、かな有りキー）
- 11 Wi-Fi（IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax 準拠）であること。
- 12 インターフェースは、アナログ RGB×1 及び HDMI×1、RJ45（1000BASE-T / 100BASE-TX / 10BASE-T 準拠）×1、
USB typeC : USB3.2 Gen2×1 USB4（Thunderbolt4 対応）×1
USB typeA : USB3.2 Gen1×1 USB2.0×1
※RGB はサブモニター用
※インターフェースはドッキングステーションを用いても可とする
- 13 バッテリーは 15 時間以上稼働可能な性能とすること。
- 14 ケーブル・ロック用スロットを備えることとする。
- 15 メーカー標準のリカバリ用インストールメディア及び説明書類 2 組（正副）を納品すること。
- 16 Docuworks については、導入後年に 1 回無償で講習会を実施すること（実施方法は別途打ち合わせとする。）

資料2 ソフトウェアライセンス詳細仕様書

ソフトウェアライセンスは、次の要件を全て満たすものとする。

- 1 Fuji Xerox DocuWorks 9.1 日本語版 ライセンス (アカデミック版) 680 本
- 2 Just Systems JUST PDF 5 [作成・編集] ライセンス 680 本
(公共機関向け)

資料3 大量展開・設定（一次キッティング）詳細仕様書

1 大量展開

越前市所有の「Symantec Ghost Solution Suite」のライセンスを用いて、越前市が提供する端末マスタ機により、ドライブ内容を全てのノートパソコンにコピーする作業を行うこと。なお、大量展開後はノートパソコン全台の動作確認を行うこと。

2 OS及びソフトウェア

大量展開後、OS及びソフトウェアのライセンスについて、端末機1台ずつ認証及び確認を行うこと。なお、「資料2 ソフトウェア詳細仕様書」の1については、認証は行わず、Officeソフトのインストールのみとする

3 コンピュータ名の登録

大量展開後、越前市が別に指定するコンピュータ名を、端末機1台ずつに登録すること。なお、コンピュータ名は半角英数10桁（KK2024xxxx）とする。

4 コンピュータ名及び製造番号一覧の作成

端末機のコンピュータ名、製造番号を記入した一覧を作成し、紙媒体及びCSV形式のテキストデータをCD等電子媒体で納品すること。

5 管理タグシールの作成

端末機の管理タグシールを作成して、機器の表面1箇所及び側面1箇所に貼付すること。なお、表面用にはコンピュータ名、受注者名、「越前市役所」、側面用にはコンピュータ名を記載すること。また、管理タグシールは剥がれにくく、防水または耐水であるものを使用すること。大きさやレイアウトについては、以下の図1、図2を参考にすること。

